

第1章 総 説

第1章 総 説

岡山県における教職員の福利厚生に関しては、県・公立学校共済組合岡山支部・財団法人岡山県教育職員互助組合の三者が密接な連携をとりながら実施している。その概略及び法的根拠は次のとおりである。

○ 県

県では、地方公務員法第42条の規定に基づき、職員の保健、元気回復、その他厚生事業を行っている。

また、学校保健法、結核予防法、労働安全衛生法に基づき、教職員の健康診断を実施している。

その他に、退職手当の支給（岡山県職員の退職手当に関する条例）、子ども手当の支給（子ども手当法・児童手当法）、教職員住宅の管理運営（地方公務員法）、財形貯蓄の控除・預入（勤労者財産形成法）を行っている。

○ 公立学校共済組合岡山支部

公立学校共済組合は、地方公務員法第43条の規定を受けた地方公務員等共済組合法に基づき設立された認可法人で、岡山県には、岡山支部が設置されている。

その設立の目的は、社会保障制度の一環として相互救済により、職員やその被扶養者の生活の安定と福祉の向上に寄与するとともに、公務の能率的運営に資することとなっている。

当支部では、大きくわけて3つの事業（短期給付・長期給付・福祉事業）を行っている。

○ 財団法人 岡山県教育職員互助組合

財団法人岡山県教育職員互助組合は、「岡山県職員の共済制度に関する条例」に基づき、教職員の相互共済及び福利増進を目的として設立された公益法人であり、平成20年12月1日の公益法人制度改革関連3法の施行により特例民法法人となった。

寄附行為第3条には、互助組合の設立目的として「岡山県における教育文化の振興発展並びに教職員及び教育関係者の福利向上生活の安定を図ること」を掲げている。

互助組合では次の事業を行っている。

給付・貸付・文化厚生・預金・団体保険・退職互助部事業

1. 共済組合の組合員

(1) 組合員の範囲（法第2条・第3条、施行令第2条、運用方針法第2条関係、定款第21条）

次に掲げる職員は、その職員となった日から公立学校共済組合岡山支部の組合員となる。

- ① 公立学校の職員（学校給食法に規定する施設（共同調理場）に勤務する県費負担の学校栄養職員を含む。）並びに県教育委員会及びその所管に属する教育機関（公立学校を除く。）の職員で、常時勤務に服することを要する地方公務員

なお、次に掲げる者が含まれる。

ア. 地方公務員法（昭和25年法律第261号）第27条第2項に規定する休職の処分を受けた者又は同法第29条第1項に規定する停職の処分を受けた者

イ. 地方公務員法第55条の2第5項又は地方公営企業等の労働関係に関する法律（昭和27年法律289号）第6条第5項（同法附則第5項において準用する場合を含む。）の規定により休職とされた者

ウ. 教育公務員特例法（昭和24年法律第1号）第26条第1項の規定により大学院修学休業している者

エ. 地方公務員法第26条の5第1項に規定する自己啓発等休業している者

オ. 外国の地方公共団体の機関等に派遣される一般職の地方公務員の処遇等に関する法律（昭和62年法律第78号）第2条第1項の規定により派遣された者

カ. 地方公務員の育児休業等に関する法律（平成3年法律第109号）第2条第1項の規定により育児休業をしている者又は同法第11条第1項に規定する育児短時間勤務職員（同法第17条の規定による勤務をしている者を含む。）

キ. 定年に関する条例の規定により定年に達した職員で勤務延長される者及び定年退職者で再任用される者

ク. 公益法人等への一般職の地方公務員の派遣等に関する法律（平成12年法律第50号）第2条第1項の規定により派遣された者

ケ. 常時勤務に服することを要しない地方公務員のうち、雇用関係が事実上継続していると認められる場合において、常時勤務に服することを要する地方公務員について定められている勤務時間以上勤務した日（法令の規定により、勤務を要しないこととされ、又は休暇を与えられた日を含む。）が18日以上ある月が、引き続いて12月を超えるに至った者で、その超えるに至った日以後引き続き当該勤務時間により勤務することを要することとされている者

- ② 常時勤務に服することを要する公立学校共済組合岡山支部及び宿泊所の職員

- ③ 常時勤務に服することを要する公立大学法人の役職員

(2) 組合員の所属（運営規則第4条）

公立学校等に勤務する職員である組合員は、それぞれ当該公立学校等に置かれる所属所に

所属し、かつ、当該所属所が置かれる岡山支部に所属する。

(3) 組合員資格の得喪（法第39条）

① (1)の職員となった者は、その職員となった日から組合員の資格を取得する。

なお、(1)のケに該当する場合は、18日以上勤務した月が12か月経過後の翌月1日から組合員の資格を取得する。

② 組合員が、死亡したとき、又は退職したときは、その翌日から組合員の資格を喪失する。

③ 組合員が他の組合を組織する職員となったときは、その日から前の組合の組合員の資格を喪失し、後の組合の組合員の資格を取得する。

(4) 組合員資格の得喪手続（施行規程第91条・第93条、運営規則第11条・第12条・第14条・第15条）

組合員の資格を取得又は喪失等したときは、次の関係書類をすみやかに所属所長を經由して公立学校共済組合岡山支部長（以下「支部長」という。）に提出する。（組合員異動報告書については所属所長が提出する。）

区 分		提 出 書 類
資 格 取 得	新規に採用されたとき	組合員資格取得届書（様式集1頁） 年金加入期間等報告書（様式集2頁） 履歴書（様式集3頁） (1)の①のケに該当する者は勤務状況等証明書（様式集4頁）
	公立学校共済組合の他の支部から転入したとき	組合員資格取得届書、年金加入期間等報告書、履歴書 組合員転入届書（様式集5頁） 元の支部の組合員証（被扶養者証）
	他の共済組合から転入したとき	組合員資格取得届書、年金加入期間等報告書、履歴書 組合員転入届書
資 格 喪 失	退職又は死亡したとき	組合員異動報告書（様式集7頁） 組合員証（被扶養者証）
	公立学校共済組合の他の支部へ転出したとき	組合員転出届書（様式集6頁）、前歴報告後の履歴書 組合員異動報告書
	他の共済組合へ転出したとき	組合員転出届書、前歴報告後の履歴書 組合員異動報告書、組合員証(被扶養者証)
支 部 内 の 異 動	市町村費負担組合員が同一市町村内で所属所を異動したとき	組合員異動報告書
	給与負担区分に異動があったとき	組合員異動報告書 組合員証（被扶養者証）、辞令の写
	期限付組合員が組合員期間を更新したとき	組合員異動報告書 組合員証（被扶養者証）、辞令の写

◆組合員資格取得・喪失の証明

国民健康保険の手続き等のため、組合員資格喪失証明書が必要である場合は、支部に申し出れば（申請書が必要）証明書が交付される。